

掲示期間 12.26 - 1.4

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 26 日

新潟市長 中原八一

新潟市条例第 54 号

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例  
(新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年新潟市条例第 77 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

(新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年新潟市条例第 79 号)の一部を次のように改正する。

第 43 条第 1 項中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

(新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成 26 年新潟市条例第 56 号)の一部を次のように改正する。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号)」に改める。

(新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 4 条 新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する

る条例（平成26年新潟市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（虐待等の禁止）

第3条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第5条第3項の表中「第18条の18第1項の登録」を「第18条の18第3項に規定する保育士登録」に改める。

第14条第1項中「第11条から第13条まで」を「第11条、第13条」に改め、同項の表第12条の項を削る。

（新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第5条 新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

（新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第6条 新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

（新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例の一部改正）

第7条 新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例（平成30年新潟市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第3号中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号）」に改める。

（新潟市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第8条 新潟市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年新潟市条例第

4号) の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(新潟市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第9条 新潟市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年新潟市

条例第23号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。